

令和7年岩手県大船渡市大規模林野火災からの6ヶ月 —復旧過程の整理と森林復旧の課題—

桑田 但馬（立命館大学教授）

1. はじめに

令和7年岩手県大船渡市大規模林野火災とは、2025年2月26日（水曜日）の大船渡市赤崎町合足地内の火災に始まり、3,370haの焼損面積に達した林野火災をさす。焼損面積は市域の1割超に達する広さ、別言すれば東京ドーム約720棟分であり、1970年代以降で国内最大となった。出火原因是特定されていない。人的被害は死者1名（焼死）、住家被害は90棟、非住家被害は136棟となり、数千人の住民が長期にわたって避難生活を余儀なくされた。また、生活に加えて、水産関連施設を典型として生業にも甚大な被害をもたらした（2025年8月4日時点）。

被災地の大船渡市あるいは被害の大きい三陸町綾里や赤崎町は、2011年の東日本大震災津波により甚大な被害を受けており、二重（複合）被災地域となった。そして、2024年1月の能登半島地震を想起させるが、今回の被災地は過疎と呼ばれ、少子高齢化が長期にわたって進んでいる地域である。このことから被災地・被災者の生活、生業、コミュニティ活動の再建が難しくなりうる。

本論は、地域の再建のあり方を見据えて、発災から6か月までの復旧過程を整理し、森林復旧の課題を検討することを目的とする。本論における事実整理は、筆者による4回（12日間）の現地調査、市や県のホームページ、全国・地方紙などにもとづく。現地調査では大船渡市の議員や職員、複数の森林組合の幹部、避難していた住民、漁業者など、多くの方々にインタビューを行った。

日本において災害の激甚化、多様化が顕著になるなか、大規模な林野火災や多重（複合）災害は

どこでも起こりうる。また、広範な被災林野の復旧の意義や内容が問われており、地域の生活や生業に関わる。本稿の意義は、そのような状況があるにもかかわらず、近年の研究調査でほとんど取り上げられていない、大規模林野火災の実態や課題に切り込むという点で意義がある。

2. 被害の詳細と被災地の生活・生業

2-1 被害の詳細

湿潤な気候をもつ日本であるが、小規模な林野火災は年間でみて少なくなく、地域の気候の特性に地球の温暖化が加わると、大規模になる条件が揃いやすくなっている。また、森林の管理が不十分となるなかで、大量の朽ち木や枯れ草など燃えやすい要素が増えているが、林野火災にはたき火や野焼きを典型とする人為的要因もあげられ、国民、地域住民の生活や生業などのあり方が問われている。三陸沿岸は過去にも大規模林野火災を経験しており、直近では2017年5月に釜石市平田の尾崎半島で発生した（焼損面積413ha）。沿岸は、津波常襲エリアであるだけではない。

大船渡市大規模林野火災の状況と国・自治体等の基本対応、具体的には時系列でみた火災の延焼・鎮圧等の状況、国や地域・自治体の避難指示の発表・解除、その他の様々な初期対応は、桑田（2025）を参照していただくとし、ここでは災害救助法と被災者生活再建支援法の適用、激甚災害法にもとづく「局地激甚災害」（局激）の指定があったことだけに言及する⁽¹⁾。



写真1 林野火災で焼けた交通標識と道路沿いの焼損木
(出所) 2025年3月18日筆者撮影



写真2 綾里小学校付近からみた林野火災の現場（深緑の山林と比較すれば焼けた箇所が明瞭にわかる）
(出所) 2025年3月18日筆者撮影



写真3 写真2と同じエリアの約5ヶ月後の状況（山林の深緑が目立つが、焼損が一部で見られる）
(出所) 2025年8月6日筆者撮影

次に、被害の詳細を整理する（8月4日時点）。生活面では第一に、住家にせよ、非住家（空き家や作業場、物置など）にせよ、全壊の割合が6割を超えており、被害の大きさが明瞭である。なお、非住家の被害は綾里の小路地区にかなり集中している。第二に、綾里の港地区では1933年3月の昭和三陸地震津波の被害を経て、高台で住宅を再建した方が多いが、今回の被災により、「どこに住

めば良いのか」と心理的なダメージが大きい。

産業面では第一に、被害額は農業1.1億円、林業8,923万円、水産業20.9億円、商工・観光業5.3億円、その他6,880万円、合計28.9億円である⁽²⁾。綾里漁業協同組合の定置網4セットの焼失（7.0億円）が大打撃となった。第二に、避難指示と計画停電により、養鶏、乳牛、サケ・マス（ふ化・育成）、養殖アワビなどが死する事態となった。栽培中の菌床しいたけにも大きな被害が及んだ。

2-2 被災地の生活と生業

「大船渡市統計書」（2023年版）によれば、23年9月30日時点の住民基本台帳人口は三陸町綾里2,149人、赤崎町3,873人で、03年比で順に-30.7%、-31.1%である。また、世帯数は順に846世帯、1,664世帯で、-1.9%、-5.4%である。綾里の場合、仮に、表1から住家・非住家の被害世帯を120程度とすれば、7世帯に1世帯が建物被災となる（重複被害を除くケース）。

綾里の港地区と赤崎町の外口地区は住家被害で半数以上を占めるが、両地区の2025年1月31日時点の住民基本台帳人口は、順に135人（男性57人、女性78人）、152人（70、82）、世帯数は57、48である（大船渡市提供資料）。これをベースにすると、建物被災世帯の割合は7割前後となる。また両地区の同年7月31日時点の人口は、順に117人（52、65）、141人（64、77）、世帯数は52、45であり、港地区では半年で13%の人口減少となっている。綾里の場合、後述の仮設住宅団地から最寄りの食料品店までは2km、団地手前の600mは急傾斜の道であるが、徒歩で買い物に行く方はいないようである。

生業面では2023年漁業センサスによれば、漁業経営体は港地区3、外口地区5であり、地区住民の話によれば、減り続けている。それは綾里、赤崎町でみると、2023年で108（全世帯数比12.8%）、72（4.3%）、03年で244（28.3%）、143（8.1%）であり、20年間で半減している。漁業就業者数は2023年で綾里230人、赤崎町222人である。なお、大船渡市の第一次産業従事者の割合は2020年7.4%、10年10.6%、00年11.5%、95年13.5%である（国勢調査）。被災地区の生業として漁業は下

特集・大災害時代の防災の在り方

表1 大船渡市大規模林野火災に伴う住家等の被害（2025年8月4日時点）

町名	地域	住家					住家以外					合計
		全壊	半壊	準半壊	一部損壊	小計	全壊	全壊以外	準半壊	一部損壊	小計	
三陸町綾里	小路	11	0	1	2	14	42	0	0	2	44	58
	石浜	5	0	0	3	8	12	0	0	2	14	22
	田浜	7	0	1	3	11	6	0	0	0	6	17
	岩崎下	1	1	1	1	4	5	0	0	0	5	9
	野形	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
	宮野東	1	0	0	2	3	5	0	0	1	6	9
	宮野西	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	野々前	1	0	0	1	2	11	0	0	1	12	14
	白浜	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3
	港	15	1	5	5	26	12	0	0	4	16	42
赤崎町	外口	13	2	2	5	22	14	1	1	1	17	39
	合足	0	0	0	0	0	10	0	0	1	11	11
合計		54	4	10	22	90	121	1	1	13	136	226

(注) 損害割合でみると、全壊が50%以上、半壊が20%以上30%未満、準半壊が10%以上20%未満、一部損壊が10%

未満である。なお、大規模半壊（40%以上50%未満）、中規模半壊（30%以上40%未満）の被害家屋はない。

(出所) 大船渡市提供資料より筆者作成。

火になっているが、綾里でみると、それほどでもない。また、市全体では漁港都市として、水産関連の加工業、流通業、さらに小売業や飲食業、宿泊業まで裾野の広い構造がみられ、漁業はその土台として重要な位置を占める。

3. 生活と生業の再建に関する動向

3-1 生活

罹災証明書の交付は早々にスタートし、2025年3月20日からは被災者生活再建支援金の申請受付が開始された。また、市が県の補助を活用して被災世帯に支給する追加の生活再建支援金も創設され、最大で半壊20万円、準半壊5万円である。一部損壊の場合、市が独自に3万円を支援する。住宅再建では県産材の使用量に応じて、最大100万円が補助される被災者住宅再建支援事業もある。半壊以上の被災家屋等については公費解体が実施され（半壊は市独自支援による）、5月20日に開始された。



写真4 被災家屋の公費解体や災害廃棄物処理が進む綾里の港地区

(出所) 2025年8月6日筆者撮影

災害救助法にもとづく、住家の応急修理制度の運用もあげられる。大規模半壊世帯または中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受け、自ら修理する資力の無い世帯に対して、準半壊以外の世帯71.7万円、準半壊の世帯34.8万円の支援となる。本制度は、3月21日から受付開始となっている。これとは別に、市独自支援として半壊、準半壊、一部損壊の住宅を対象とする被災住宅補修補助金が創設された。補修工事に要する経費が5万円（税抜

き）以上で、補助対象経費の1/2に相当する額以内の補助額とし、応急修理制度を利用する場合は5万円以内、利用しない場合は15万円以内である。

応急仮設住宅に関して入居開始時期は、既存の公営住宅が4月中旬頃、建設型の仮設住宅が5月上旬頃と見込まれ（岩手日報2025年3月15日付）、早期に受け入れ可能な公営住宅もあった。市は賃貸型の仮設住宅の入居申し込み受付を3月19日に開始した。応急仮設住宅は3月19日に建設開始となり、三陸町綾里では旧綾里中学校グラウンドに26戸、赤崎町では旧蛸ノ浦小学校グラウンドに7戸である。いずれも木造の長屋タイプで、1棟あたり3～4戸（間取り2K・3K）からなる。東日本大震災時とは違い、建設はスムーズに進み、5月17日に最初の被災世帯の入居開始となった⁽³⁾。



写真5 木造の綾里応急仮設住宅（9棟27室）
(出所) 2025年8月6日筆者撮影

3-2 生業

定置網やその保管倉庫をはじめ甚大な被害を受けた綾里漁協は、例年5月にスタートする定置網漁の開始時期を見通せなかつたが、網を借りて6月中旬に初出漁にこぎつけた。定置網漁は漁協経営の柱であるために、その再開は大きな意義があった。綾里地区では、春漁の代表であるワカメやイサダの出漁は、漁船に損失はなかったものの遅れる結果となつた。倉庫（兼作業小屋）が焼失し、漁具を失つた漁業者がいる。ワカメ漁に2週間のずれが生じ、作業を急ぎ、生出荷にせざるをえなかつたことは大ダメージである。また、ワカメの間引きができなかつたので、成長にも影響が出ている可能性がある。漁業離れが進まないかが懸念される。

被災した農林漁業施設・設備等に対する財政支

援は県や市によって行われ、高率補助となつてゐる。また、被災危険木除去事業費補助金が創設された。被災した立木の倒木により、建造物等に被害を与える恐れがある樹木の伐倒処理経費の一部が助成される。補助率は9/10で、補助上限額は90万円である。

被災中小企業・小規模事業者に対して、特別相談窓口の設置に加えて、災害復旧貸付の実施、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応、小規模企業共済災害時貸付の適用などがある。また、県の中小企業被災資産復旧緊急対策費補助金は小規模事業者を対象とし、建物の修繕や設備の取得・修繕に対して補助される。補助率は3/4、補助上限額は3,000万円である。市と県が連携し、観光需要を喚起するために、大船渡復興割事業（宿泊助成、クーポン券配布）も実施している。

4. 生活と生業の再建に関する論点

4-1 大規模林野火災の再発の可能性

今回の火災の時期には、国内では大規模火災が相次いでいた。また、稲田（2025）で概説したとおり、そもそも2月19日に三陸町綾里で別の林野火災が発生していた（324haの焼失・鎮圧）。さらに、2月25日に陸前高田市小友町でも別の林野火災があった（約8haの焼失・鎮圧）。今回の火災では延焼によつては、大船渡町の中心市街地のような、人口や住宅・店舗等の集積地が甚大な被害を受けたかもしれない。林野火災は人的要因が大きいが、そうでなかつたとしても、それへの備え（予防）の強化が欠かせないことはいうまでもない。

今回の火災は4月7日に鎮火に至つたが、被害拡大の要因としては、「樹冠火」の比重が高いと推察されていた。しかし、総務省の大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会によると、「地表火」とされている。「地表火」とは、地表近くで落ち葉や下草が燃えること、「樹冠火」とは、地表の火が高い木まで燃え移ることをさす。さらに、今回のキーワードとなる「飛び火」（離れた場所に火の粉が飛んで新たな火災を発生させる）はとくに「地表火」で発生し、焼損

の質が一様ではない特徴がみられる。なお、消防作業の効果が大きいことは言うまでもないが、鎮圧には降雨待ちの側面が強く、地震・津波、台風・豪雨などとは異なる。他方、大雨時の土砂災害リスクの高まりのために、応急的、本格的な土木系ハード事業による対策が進んでいる。

二重（複合）被災については既述したが、大船渡市は東日本大震災で甚大な被害を受け、340人が死亡、79人が行方不明となった（2022年度末時点、大船渡市公表）。また、建物被害は5,592世帯（うち全壊2,791、大規模半壊430、半壊717）、綾里でも多くの全半壊が記録された。二重被災に伴う心身の負担（林野火災は避難に安心感がないという未来への恐怖がある）、住まい等の再建に向けた金銭的負担などは計り知れない。大船渡市は1960年のチリ地震津波、76年の越喜来小出での大規模林野火災など、1つの世代において、2度、3度の大災害を経験している。こうしたなか、地域の人口減少の加速が最も懸念されている。

4-2 住宅再建

被災地域には年配者が多く、所得水準が低いことを勘案すれば、住宅再建のスキームは、最低でも能登半島地震時のケースを採用することが望ましい。すなわち、被災者生活再建支援制度にもとづく最大300万円にプラス最大300万円とする。そのうえで東日本大震災時にも被災した世帯については、さらに手厚い支援があってよい。

これに対して、災害公営住宅の場合、居住する集落での整備が必要になってくる。公営住宅（近隣市を含む）の空部屋への入居といつても、コミュニティがばらばらになる。たとえば、高齢の親と息子（夫婦）の世帯で、息子が漁業者の場合、職業柄、地域を離れるわけにはいかない。

応急仮設住宅は木造の長屋スタイルとし、旧中学校に整備されたが、供給終了後に、移設することができ、基礎部分も十分に強固にして、恒久的に利用できるのであれば、被災者に復興（恒久）住宅として利用してもらうことを選択肢にできたはずである。しかし、そのようなことは想定されていないようである。そもそも、地域住民の話では、地元で住宅再建する方は少ないのではないか

ということであった。そのなかに、土砂災害特別警戒区域内からの住宅移転を希望する被災世帯がいるのであれば、それに対する支援のあり方が問われる。

なお、生活（とくに住宅）や産業（とくに林野）の再建には、災害義援金が16.6億円、災害見舞金が7.1億円、ふるさと納税・個人版が1.7億円、同・企業版が2.0億円に達しているために、有効活用されるべきである（8月4日時点）。このうち義援金は第3次配分まで進んでおり、全壊世帯の再建は1,800万円の支給となった。また、二重被災世帯には加算措置が講じられた。

4-3 生業再建・森林復旧

漁業では漁協に対する有効な財政措置が欠かせない。被災した網や設備等の整備にあたって、二重被災を考慮した、国・自治体の手厚い財政支援があり、漁協の負担は大幅に軽減されている。また、定置網漁の従事者は大震災以降、減少し続けているなかで、雇用確保策はポイントとなる。定置網は特注オーダーによるために、調達までにはかなりの期間が必要になると思われる。個々の漁業者でみてみると、網や漁具等を入れる倉庫を焼失した方がおり、保険には入っていないというケースがありうる。場合によっては、漁協が事業主体となって、一括管理・リースといった独自のスキームが、国や自治体の財政措置を受けて採用されることが望ましい。

森林復旧の規模・内容等は、市、県、国、気仙地方森林組合などで構成される林地再生対策協議会で協議されている。被災した森林（2月19日発生の林野火災分も含めて3,400ha）は、人工林と天然林が概ね半分程度を占める。所有形態別では、私有林が約7割を占める。人工林（スギ約9割、アカマツ約1割）が樹木の性質上、復旧の肝となる。私有林の場合、所有者の意向が絡むが、国の災害復旧補助事業のスキーム（原状復旧）で実施すると、実施期間として2025～28年度の4年が設定される。この間に、市が事業計画（被災木の調査や所有者の意向調査から伐採、搬出、処分・販売、造林など）を策定し、国の災害査定を受けなければならないために、現実的には焼損の質で一定

まとめがあり、かつ土砂災害の恐れがあるエリアが優先される可能性が高い（所有者負担なし）。なお、所有者（個人に限らない）のなかには、所有森林の規模や状況を十分に把握していない方がいるとすれば、意向の表明に大きな不安を抱えるかもしれない。

市へのヒアリング調査によれば、事業期間の4年は伐採期間で2027年度末までの2.5年を意味し、気仙エリアの事業体で手掛けられる伐採の面積は年50haとすれば、120～125haが限界であり、域外の事業体等の協力を得るとしても、飛躍的な拡大は難しいかもしれない。市は国に事業期間の延長を要望するとしても、市負担（10%の想定）の増大はできるだけ抑えたい。技術面では被災木の状態が時間の経過とともに変化し、それへの対応が処分・販売などでポイントになる。また、伐採木は直接加工場に持ち込むことが国費投入の前提となっているが、事業体からみれば、あまりにも非効率となる。他の国庫補助事業で伐採等をさらに進めるとすれば、所有者負担が生じる。同じく重要な課題として、「復興」まで協議できない点があげられる。所有者に関しては、そもそも災害保険にほとんど加入していない実状もあった。国の柔軟な対応が求められよう。

5. おわりに

二重被災に対しては、それぞれの災害をつなげて、被害の認定を重くし、公的支援を手厚くすればよい。これは地域・自治体の要望を踏まえたうえでのことであるが、今回、漁協の負担は大幅に軽減された。生活と仕事の再建に共通する点として、二重、三重のローンを抱える被災者の発生があげられるが、この点での十全な支援は欠かせない。能登半島地震時も含めて、近年の支援スキームを踏襲すれば、生業面では農業や漁業に対する

支援は比較的手厚いために、それ以外の中小事業者への支援が最大の課題となる。低率の自己負担でも資金確保に苦悩する事業主はいる。そのうえで、被災地域の維持に向けて、域内外の多様な主体の協働が求められる。

林野火災は、規模の大小はあるものの、国外で頻繁に発生しており、火災による焼失面積は世界レベルでは、過去10年、20年でみて拡大傾向にある。この要因として、気候の温暖化が指摘される。気温の上昇により、空気や地面が乾燥しやすくなり、発火や延焼のリスクが高まるというわけである。稟田（2025）で指摘したとおり、林業の公益的機能（多面的機能）が国民レベルで維持、増進されなければならない。林野火災が何千、何万の住民が暮らす住宅集積地に及ぶこともあり、今回のケースを教訓に、生活、生業、コミュニティ活動を根本的に見直すべきであろう。死者はいかなる災害、どのエリアであっても、ゼロにしたいものである。

日本の林野火災の原因には人為的な側面が強い。「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書（2025年8月）にみるとおり、全国の自治体・消防機関において各種の許可・届出制度の周知・制定、（仮称）林野火災注意報や（仮称）林野火災警報の的確な発令、必要な車両・資機材等の整備、林野火災に強い地域づくり、域内外の住民の参加による避難訓練などが着実に実施されなければならない。また、消防庁を中心とした消火薬剤の効果的な活用の検討や新技術・新装備の研究開発が確実に進められることにより、消防機関等による林野火災対応力の向上が図られる。要するに、事前対策の強化が不可欠である。

（くわだ たじま）

【注】

- (1) 激甚災害に指定されると、たとえば、都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧させるために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国の1/2補助で財政措置される。つまり、補助率は引き上げられる。
- (2) 大船渡市林野火災復旧・復興推進本部会議の資料によれば、被害額は8月22日時点で、林地荒廃10か所の被害額が加算され39.4億円に増大している（森林被害分は調査中）。
- (3) 大船渡市林野火災復旧・復興推進本部会議の資料によれば、建設型と賃貸型の仮設住宅、既存の公営住宅で仮生活を送る世帯は、9月10日時点で55世帯である（以前に退去した世帯がある）。

【参考文献・資料】

- 岩手県ホームページ・令和7年大船渡市林野火災復旧・復興推進本部会議欄
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/1082206/index.html>（最終閲覧2025年9月25日）。
- 大船渡市ホームページ・令和7年岩手県大船渡市大規模林野火災関連情報欄 <https://www.city.ofunato.iwate.jp/genre/rinyakasai>（最終閲覧2025年9月5日）。
- 大船渡市林地再生対策協議会資料。
- 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書、2025年8月、全196ページ
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/06/houkokusyo.pdf（最終閲覧2025年9月20日）。
- 棚田但馬「令和7年岩手県大船渡市大規模林野火災からの1ヶ月一状況把握と課題整理」『研究と報告』No.146、自治労連・地方自治問題研究機構、2025年3月27日、全17ページ。